（根）抵当権抹消登記をご依頼のお客様へ

この度は、抵当権抹消登記のご依頼を頂き誠にありがとうございます。
司法書士田丸事務所では、手間をかけずに低価格にて抵当権抹消登記を行いたいというお客様のご要望にこたえるべく、低価格にて迅速に対応をさせていただいております。

お客様にしていただくこと

１．不動産の所有者（名義人）の方が委任状に住所・氏名・日付をご記入ください。
　※　不動産を夫婦、親子などで共有されている場合には、各一枚ご署名願います。
２．委任状の上下２箇所の〇の中に、印鑑（認印可）を鮮明に押印してください。
３．不動産の名義人の方の身分証明書（運転免許証又はパスポート、なければ保険証）のコピーを取ってください。
４．本籍地の記載されている名義人の方の住民票を取得してください。
５．下記書類を当事務所までご郵送ください。
　※　簡易書留か配達証明にてお願いしております。普通郵便にて郵送された場合、紛失等による責任を負うことができませんのでご了承ください。

送付していただく書類

１．金融機関より送付されてきた抹消に必要な書類一式
２．ご署名・ご捺印が終了した委任状
３．不動産名義人の方の身分証明書のコピー
４．本籍地の記載されている名義人の方の住民票
５．下記事項に記入済みのこの用紙（(根）抵当権抹消登記をご依頼のお客様へ）

記入していただく事項

①　お客様の電話番号（携帯可）をご記入ください。（　　）　　－

抵当権抹消登記完了後の書類の郵送先が委任状に記載していただいた住所と異なる場合には下記に書類の郵送先を記載ください。

②　住　所
　　氏　名

③　登記費用のお見積もりをお電話ではなくメールにて知りたい方は、メールアドレスの記載もお願い致します。

以上